

東京大学 定量生命科学研究所 特任助教（特定有期雇用教職員） 募集要項

身 分：特任助教 1名

契 約 期 間：令和8年10月1日（採用日は応相談）～令和9年3月31日

更新の有無：更新する場合が有り得る（最終雇用期間満了予定日：令和9年6月30日）

更新は年度（3月31日まで）毎で、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。

試 用 期 間：採用された日から14日間

就 業 場 所：東京大学 定量生命科学研究所（東京都文京区弥生1-1-1）

変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

所 属：大規模生命情報解析研究分野 ※業務の都合により変更することがある。

業 務 内 容：ゲノミクス・エピゲノミクスのための新規情報解析手法構築に関する研究。具体的には以下のいずれかの研究を担当する。

- ・ 深層学習（PyTorch）を用いたゲノム配列からのエピゲノム情報推定
- ・ 深層学習（PyTorch）を用いた欠損データ補完（Data imputation）
- ・ シングルセルマルチオミクスデータ（または時系列シングルセルデータ）のための比較解析手法
- ・ グラフ理論を用いたマルチオミクスデータの統合解析
- ・ 遺伝子制御ネットワークデータを活用した遺伝子欠失の影響予測手法の開発
- ・ 学生の指導業務にも一部従事します。

変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

就 業 日：週5日（月曜日～金曜日）

就 業 時 間：専門業務型裁量労働制（1日7時間45分とみなされる。）

休 日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

休 暇：年次有給休暇、特別休暇等

賃 金 等：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額35万円～45万円程度（経験・実績による）。通勤手当（支給要件を満たした場合。上限55,000円/月）

加 入 保 険：法令の定めるところにより、文部科学省共済組合、雇用保険に加入

応 募 資 格：着任までに情報学・数理科学・生物物理学・数理生物学および関連分野で博士の学位を有するもの。NGSデータ解析の経験・実績を有することが望ましい。

提 出 書 類：1）東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。）

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

※メールアドレスの記載必須（連絡には電子メールを使用します。）

2）業績一覧（様式は自由）

3）希望する研究内容と計画：上記の課題の中で特に希望する研究内容及びその研究計画（複数可）を明記した文書ファイルを添付してください。

4) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書

※様式はこちらよりダウンロードしてください。

<https://www.iqb.u-tokyo.ac.jp/iqb/wp-content/uploads/2024/07/74b95afce430dbc62dfa84583547c57f.pdf>

【英語版】

<https://www.iqb.u-tokyo.ac.jp/iqb/wp-content/uploads/2024/07/d72b90a55336db9d10b28b919e28b66d.pdf>

提出方法：下記宛先にメールで送付してください。

※上記4つの提出書類が揃っていない応募に関しては考慮しません。

※応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

メールはタイトル冒頭に【特任助教応募】と記載してください。

応募締切：令和8年6月15日必着（適任者が見つかり次第締切ります）

書類選考の上、合格者に対し面接日を通知いたします。

問い合わせ先：〒113-0032 東京都文京区弥生1-1-1

（書類提出先） 東京大学 定量生命科学研究所 大規模生命情報解析研究分野
rnakato◆iqb.u-tokyo.ac.jp（◆を小文字@に置き換えて下さい）

募集者名称：国立大学法人東京大学

受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

その他：・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。

・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。